

平成23年度 主要な政策に係る評価書

| 分野                    | 地方行財政  |                    |   | 政策の予算額・執行額（百万円）   |                                |                                | 評価実施<br>（予定）時期  | 平成23年9月       |
|-----------------------|--|--------------------|---|---|--------------------------------|--------------------------------|---|---------------|
| 政策名                   | 政策6：地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化   |                    |   |   | 22年度                           | 23年度                           | 担当部局  | 自治財政局財政課 他4課室 |
| 基本目標                  | 地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。                            |                    |   | 予算額   | 64百万円                          | 46百万円                          |   |               |
| 政策の概要                 | 地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、健全化判断比率等の状況を踏まえ地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。 |                    |   | 執行額   | 39百万円                          |                                | 作成<br>責任者名  | 財政課 村岡理事官     |
| 施策目標                  | 施策目標の<br>達成度を測る指標  |                    | 目標（値）<br>【目標年度】   | 指標の設定に<br>ついての考え方<br>（施策目標との因果関係）   | 指標の状況                          |                                | 実施状況及び施策目標の達成状況   |               |
|                       |  |                    |   |   | 21年度実績                         | 22年度実績                         |   |               |
| 安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する | 1  | 地方財政計画の規模（うち地方交付税） | 地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源を確保する。【22年度】                             | 安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方債依存度の適正化に努めつつ、必要な一般財源総額を適切に確保することが重要。 | 82兆1,268億円<br>（16兆8,935億円）     | 82兆5,054億円<br>（17兆3,734億円）     | <p>平成23年度の地方財政計画においては「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないように、以下のとおり、適切な補填措置を講じた。</p> <p>① 平成23年度から平成25年度までの間、平成22年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填する。</p> <p>② これに基づき、平成23年度の財源不足見込額14兆2,452億円については、次により補填した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税については、国の一般会計加算により5兆8,866億円を増額</li> <li>・平成23年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,593億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金5,000億円を活用</li> <li>・臨時財政対策債を6兆1,593億円発行</li> <li>・建設地方債（財源対策債）を9,400億円増発</li> </ul> <p>上記の結果、地方交付税については、前年度よりも0.5兆円増額して17.4兆円を確保し、地方の一般財源総額も前年度を0.1兆円上回る額を確保できた。</p> <p>また、地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、新たな償還計画を定め、着実な償還を開始するとともに、近年発行額が急増していた臨時財政対策債についても、地方交付税を増額確保するなどにより、できる限りその発行額の抑制に努め、前年度比1.5兆円の大幅な減額を行った。</p> |               |
|                       | 2  | 一般財源比率             | 安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保する。【22年度】                      |   | 63.0%                          | 64.6%                          |   |               |
|                       | 3  | 地方債依存度             | 歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。【22年度】                                   |   | 16.4%                          | 13.9%                          |   |               |
|                       | 4  | 借入金残高              | 借入金残高の適正化に努める。【22年度】  |   | 200兆円                          | 200.4兆円                        |   |               |
|                       | 5  | 地方財政対策の状況          | 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足について、適切な補填措置を講じる。【22年度】   |   | 平成22年度に補填した財源不足額<br>18兆2,168億円 | 平成23年度に補填した財源不足額<br>14兆2,452億円 |   |               |
|                       | 6  | 地方債計画の規模           | 地方債計画における所要の公的資金の規模を確保するとともに、地方公共団体金融機構の仕組みを、財務基盤を含め充実する。【22年度】 |   | 15兆8,976億円                     | 14兆7,197億円                     |   |               |

|                       |          |                    |   |  |  |  |   |
|-----------------------|----------|--------------------|---|--|--|--|---|
| <p>地方財政の健全化の推進を図る</p> | <p>7</p> | <p>財政健全化団体等の状況</p> | <p>財政健全化団体等の減少及び新しく財政健全化団体等となる団体数の抑制、健全化判断比率の改善等を図る。<br/>【23年度】</p> | <p>財政健全化団体等の減少及び新しく財政健全化団体等となる団体数の抑制が、地方財政の健全化につながるため、指標として設定。</p> | <p>地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成20年度決算に基づく財政指標の公表を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定された。</p> <p>【平成21年度末現在の財政健全化計画等の策定団体】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政健全化計画 21 団体</li> <li>2. 財政再生計画 1 団体</li> <li>3. 経営健全化計画 42 団体 (53 会計)</li> </ol> | <p>平成22年度末時点財政健全化団体等の数(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 13 団体</li> <li>・財政再生団体 1 団体</li> <li>・経営健全化団体 38 団体(49 会計)</li> </ul> <p>うち平成22年度中に新たに財政健全化団体等となる団体数(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化団体 0 団体</li> <li>・財政再生団体 0 団体</li> <li>・経営健全化団体 3 団体(3 会計)</li> </ul> | <p>新規に財政健全化団体及び財政再生団体となった団体はなく、平成22年度末の財政健全化団体の数は平成21年度末から8団体減少した。</p> <p>また、新規に経営健全化団体となった団体は3団体(3会計)あり、平成22年度末の経営健全化団体の数は平成20年度末から4団体(4会計)減少した。</p> <p>財政健全化団体等が着実に減少しており、これは財政健全化計画等に基づき財政の健全化等の取組を着実に進めたことによるものであることから、有効性が認められた。</p> |
|-----------------------|----------|--------------------|---|--|--|--|---|

| 達成手段                              |   | 22年度<br>予算額  | 23年度<br>予算額 | 関連する<br>指標   | 達成手段の概要及び施策目標との関連性                                 |
|-----------------------------------|---|--|-------------|--|--|
| 1                                 | 地方財政計画の策定等  | 16 百万円   | 12 百万円      | 1. 2. 3. 4. 5. 6   | 地方財政計画の策定等により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。        |
| 2                                 | 地方公共団体財政健全化法の円滑な施行等   | 28 百万円   | 19 百万円      | 7  | 地方公共団体財政健全化法の円滑な施行等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。 |
| 3                                 | 地方公営企業の経営改革の推進等   | 21 百万円   | 14 百万円      | 7  |  |
| 政策全体の<br>総括的な評価                   |   | <p>平成23年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じた。その結果、地方交付税については、前年度よりも0.5兆円増額して17.4兆円を確保し、地方の一般財源総額も前年度を0.1兆円上回る額を確保できた。</p> <p>また、地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、新たな償還計画を定め、着実な償還を開始するとともに、近年発行額が急増していた臨時財政対策債についても、地方交付税を増額確保するなどにより、できる限りその発行額の抑制に努め、前年度比1.5兆円の大幅な減額を行った。</p> <p>さらに、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成21年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、経営健全化計画を策定することにより、経営の健全化に向けた取組が進展した。</p> |             |  |  |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策<br>(主なもの)      | 施政方針演説等の名称  | 年月日  |             | 関係部分(抜粋)   |  |
|                                   | 財政運営戦略  | 平成22年6月22日   |             | <p>II. 具体的な取組 3. 中期財政フレーム (2) 歳入・歳出面にわたる取組 ③歳出面での取組</p> <p>財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(略)交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。</p> |  |
| 学識経験を有する者の<br>知見の活用               | 平成23年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を聴いたところである。   |  |             |  |  |
| 政策評価を行う過程<br>において使用した<br>資料その他の情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度地方財政の状況(地方財政白書)<br/><a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/23data/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/23data/index.html</a></li> <li>平成23年度地方財政計画の概要<br/><a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000101208.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000101208.pdf</a></li> <li>地方財政関係資料<br/><a href="http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html">http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html</a></li> <li>地方財政の借入金残高の状況<br/><a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf</a></li> <li>平成23年度地方債計画<br/><a href="http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_23.html">http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_23.html</a></li> <li>平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要<br/><a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_01000011.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_01000011.html</a></li> </ul> |  |             |  |  |